

京都の海と川を守り育む地域協議会規約

平成25年6月14日制定
平成28年4月18日改正
令和元年8月8日改正
令和3年5月13日改正
令和4年5月20日改正
令和6年5月8日改正
令和7年5月8日改正
令和8年6月9日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、京都の海と川を守り育む地域協議会（以下「地域協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 地域協議会は、主たる事務所を京都府内水面漁業協同組合連合会内（京都市下京区朱雀分木町市有地）に置く。

(目的)

第3条 地域協議会は、水産業・漁村の持つ多面的機能の強化を図るため漁業者や地域の住民等が行う効果的・効率的な多面的機能の強化に資する活動の推進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 地域協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 対策事業に関すること。
- 二 運営事業に関すること。

第2章 会員等

(地域協議会の会員)

第5条 地域協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- 一 京都府
- 二 対策事業の活動組織と協定を締結する市町村
- 三 学識経験者

(届出)

第6条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく地域協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 地域協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 監事 1名
- 2 会長は、京都府農林水産部副部長をもって充てる。
 - 3 副会長は、京都府農林水産部水産課長をもって充てる。
 - 4 監事は、京都市農林振興室鳥獣対策・畜水産課長をもって充てる。
 - 5 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 地域協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、令和11年度事業報告及び収支決算を議決した総会の日までとする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の変更及び承継)

第10条 当該協議会の役員に異動が生じたときは、後任者が当然にその職を承継するものとする。

- 2 前項の場合において、特別の申し出がない限り、新たな就任手続きを要せず、後任者が就任した日をもって役員が変更されたものとみなす。

(役員の解任)

第11条 地域協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、地域協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面（電子メールにより送信する電子文書を含む。以下同じ。）により通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

（総会の種別等）

第13条 地域協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

二 第8条第3項第三号の規定により監事が招集したとき。

三 その他会長が必要と認めたとき。

（総会の招集）

第14条 前条第4項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所（オンライン上での出席の可否）、目的及び審議事項を記載した書面により会員に通知しなければならない。ただし、大規模災害など緊急を要する事態が発生した場合の総会の招集に当たっては、この限りでない。

（総会の議決方法等）

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

6 前各項の規定にかかわらず、議決に加わることができる会員の全員が書面により議案について同意した場合には、当該議案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

（総会の権能）

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更（執行残額が生じる場合において国の求めにより単に減額する場合を除く。）に関すること。

二 年度事業報告及び収支決算に関すること。

三 諸規程の制定及び改廃に関すること。

四 対策事業の実施に関すること。

- 五 運営事業の実施に関すること。
- 六 その他地域協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第 17 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分 2 以上の多数による議決を必要とする。

- 一 地域協議会規約の変更
- 二 地域協議会の解散
- 三 会員の除名
- 四 役員の解任

(書面又は代理人による議決)

第 18 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに地域協議会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を地域協議会に提出しなければならない。
- 4 第 15 条第 1 項及び第 4 項並びに第 17 条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 開催日時及び開催場所
 - 二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第 18 条第 4 項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - 三 議案
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は押印しなければならない。
- 4 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 20 条 総会の決定に基づき地域協議会の業務を執行するため、事務局を京都府内水面漁業協同組合連合会に置く。

- 2 前項の事務局は、地域協議会の業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 地域協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第 21 条 地域協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 事務処理規程
- 二 会計処理規程
- 三 文書取扱規程
- 四 公印取扱規程
- 五 内部監査実施規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 22 条 地域協議会は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 地域協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第 6 章 会計

(事業年度)

第 23 条 地域協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 24 条 地域協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 対策事業の交付金
- 二 国からの交付金、または、一体的に交付される地方公共団体からの交付金
- 三 運営事業の交付金
- 四 その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

第 26 条 地域協議会の事務に要する経費は、第 24 条第 1 項第三号の運営事業の交付金及び同条第四号のその他の収入をもって充てる。

- 2 地域協議会の事務に要する経費は、第 24 条第 1 項第一号及び第二号の資金から支弁してはならない。

(年度事業計画及び収支予算)

第 27 条 地域協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会

の議決を得なければならない。

(監査等)

第 28 条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 4 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
- 二 収支計算書
- 三 正味財産増減計算書
- 四 貸借対照表
- 五 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第 29 条 会長は、漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金交付等要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 水港第 123 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を水産庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該年度の年度事業報告書及び次年度の年度事業計画書
- 二 当該年度の正味財産増減計算書及び財産目録及び貸借対照表
- 三 当該年度の収支計算書及び次年度の収支予算書

第 7 章 地域協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第 30 条 この規約を変更した場合は、水産庁長官の承認を受けなければならない。

(届出)

第 31 条 第 21 条各号に掲げる規程に変更があった場合には、会長は、遅滞なく水産庁長官に届け出なければならない。

(事業終了後及び地域協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 32 条 第 4 条第 1 項第一号、第二号及び第三号の事業が終了した場合及び地域協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあつては要綱に基づき水産庁長官に返還するとともに、同条第 1 項第一号及び第二号の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあつては、当該地方公共団体に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て地域協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑則

(細則)

第 33 条 要綱その他この規約に定めるもののほか、地域協議会の事務の運営上必要な細則は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 25 年 6 月 14 日から施行する。
- 2 地域協議会の設立初年度の役員の選任については、第 7 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 25 年度事業報告及び収支決算書を議決した総会の日までとする。
- 3 地域協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第 27 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 本地域協議会の設立初年度の会計年度については、第 23 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。